# Ⅳ 推進体制の整備・強化

#### 【基本認識】

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、広範かつ多岐に わたる取組を国、地域及び民間が連携して推進するとともに、あらゆる分野において 男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映することが重要である。
- また、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女 別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立 案・実施につなげることが重要であり、そのための人材を育成することも重要である。
- このため、国内の推進体制(国内本部機構。以下同じ。)の充実・強化を図り、特に、 監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。また、広く各界各層から成 る男女共同参画推進連携会議の場を活用し、国民的な取組を推進する。さらに、仕事と 生活の調和等の課題に関して、経済団体や労働団体等と連携し、国民の気運を高める 等の取組を推進する。
- さらに、男女共同参画社会の実現のためには、国民の暮らしに身近な地域における 取組が極めて重要である。このため地方公共団体が、男女共同参画センターをはじめ 地域の関係機関・団体とともに、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し、 地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、支援の充実を図る。

# <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:98.3%	市区:100%
	町村:69.4%	町村:85%
	(2020年)	(2025年)

#### <施策の基本的方向と具体的な取組>

### 1 国内の推進体制の充実・強化

#### (1) 施策の基本的方向

- 男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本 部機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、 監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。
- 男女共同参画推進連携会議の場を活用し、市民社会や民間団体等、次世代を担う 若年世代を含めた様々な世代との情報共有や連携を進め、各団体における中央組織 から地方の現場への取組の浸透を図ることにより、男女共同参画社会づくりに向け ての国民的な取組を推進する。

# (2) 具体的な取組

- ① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議(男女共同参画社会基本 法により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって 構成。)が、適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、国内の推進体制の 中で重要な役割を果たすために専門調査会等を活用し、調査審議を行う。【内閣府、 関係府省】
- ② 男女共同参画推進本部(閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。)の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官(局長級)は、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。【内閣府、全府省】
- ③ すべての女性が輝く社会づくり本部(閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。)の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。【内閣官房、内閣府、全府省】
- ④ 有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議の場を活用し、重要課題に関する意見交換や情報共有、市民社会との対話、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透等を通じて、各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。【内閣府】
- ⑤ 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映する。【内閣府】
- ⑥ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努める。【内閣府、外務省、関係府省】

### 2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

#### (1) 施策の基本的方向

- 政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。また、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。
- 国際連合統計部は、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘しており、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握 等に努めることが求められる。

# (2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画会議において、5次計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証する。また、5次計画の実効性を高めるために集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う。加えて、5次計画の成果目標の達成状況について、EBPM の観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。【内閣府、関係府省】
- ② 男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目途に女性活躍加速のための重点 方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。【内閣官房、内閣府、全府省】
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法1に基づく二次的利用を推進する。【全府省】
- ④ 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングやその活用の在り 方に関し検討を行う。【内閣府】
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違いや、政府の新型コロナウイルス感染症関連施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、調査・分析を実施する。【内閣府、関係府省】
- ⑥ 男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府】

<sup>1</sup> 平成 19 年法律第 53 号。

- ⑦ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、 男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。【内閣府】
- ⑧ 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の 促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。【内閣府、総務 省】
- ⑨ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。【内閣府】

#### 3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

### (1) 施策の基本的方向

- 〇 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センターや様々な主体(経済団体、労働団体、農林水産団体、金融機関、企業、大学、民生委員・児童委員や保護司、女性団体をはじめとする NPO・NGO 等)との連携強化を含め、地方公共団体における推進体制を一層強化していく。また、女性活躍推進法に基づく地方公共団体や民間企業の取組を支援する。
- 男女共同参画センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、男女共同参画の視点から地域の様々な課題を解決するための実践的活動の場として、また、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、地域において男女共同参画を推進するための重要な役割を担っており、その機能が十分に発揮できるよう支援する。

# (2) 具体的な取組

#### ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- ① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。【内閣府】
- ② 地方公共団体が、「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、起業支援、改正された女性活躍推進法により新たに行動計画策定等の義務対象となる中小・小規模事業者への支援など、民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については

地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかける。(再掲)【内閣府】

③ 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の 共有や情報提供、働きかけなどを行う。【内閣府】

#### イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会とも連携しながら、ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進などを行う。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。【内閣府】
- ② 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めるために必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等を踏まえ、より効果 的な管理運営がなされるよう、好事例の周知を図る。【内閣府】
- ④ 男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行えるよう、事業の実施に 関する情報提供や専門家の派遣等を通じて支援する。【内閣府】
- ⑤ 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援(オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。)を促す。(再掲)【内閣府】

#### ウ 国立女性教育会館における取組の推進

① 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。【文部科学省】